

令和7年度 AOI フォーラム会員交流会運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 AOI フォーラム会員交流会運営業務

2 業務の目的

本業務は、AOI フォーラム会員の満足度を高める会員交流会を実施し、新たなるオープンイノベーションの需要を掘り起こすことを目的とする。

3 委託期間

契約締結から令和7年6月30日まで

4 委託内容

(1) 実施時期及び回数

令和7年6月11日（1回）

(2) 会場

アクトシティ浜松コンgresセンター31 会議室（静岡県浜松市）。

同時にオンライン配信を行うこと。

(3) 対象

AOI フォーラム会員および AOI 機構と連携を希望する企業等

(4) 業務

ア 会員交流会の準備

(ア) 会場は AOI 機構で手配するため、受託者は施設と調整して施設利用料を支払うこと。なお、施設利用料（アクトシティ浜松コンgresセンター31 会議室、終日予約）は委託費に含まれるので留意すること。

(イ) 受託者は、AOI 機構と協議のうえ google フォームで申込様式を作成すること。申込状況は、AOI 機構でも随時確認できるものとする。

(ウ) 受託者は、AOI 機構と協議のうえ告知チラシを開催1ヶ月前までに作成し、PDF データを AOI 機構に提出すること。告知チラシには、(イ) で作成した申込様式を含めること。なお、AOI フォーラム会員その他企業への告知は、AOI 機構が行う。

(エ) 当日会場の机上で配布する資料として、次第、参加者一覧、登壇企業概要、ピッチ資料、アンケートを想定し、AOI 機構と協議のうえ開催3日前までに完成すること。アンケートについては、Google フォームで作成すること。

(オ) 会員交流会は、AOI 機構で選定した企業（10社程度）の登壇と特別講演（1団体程度）で3時間、交流会で1時間、会場参加者は、登壇企業、特別講演団体、参加者等を含めて100名を想定して当日の運営マニュアルとシナリオを作成し、開催3日前までに AOI 機構に提出すること。

(カ) 登壇企業（10社程度）と特別講演者（1団体程度）は AOI 機構で選定するため、登壇企業等から事前に投影資料を入手して、当日遅滞なく投影できるように準備すること。

イ 会員交流会当日

- (ア) 来場者の誘導、会場案内のビラ、受付、司会進行、会場の設営撤去等を行うこと。
- (イ) 会場の音響・照明機器・オンライン配信の操作を行い、会員交流会の円滑な運営に努めること。
- (ウ) 次第、参加者一覧、登壇企業概要、ピッチ資料、アンケート、その他配布資料を事前に作成して当日机上に配布すること。資料配布は、紙媒体だけでなく電子媒体も活用すること。
- (エ) 登壇企業の発表の様子を動画で撮影すること。
- (オ) オンライン配信についてはトラブル防止に努め、適切な環境を手配すること。トラブルが発生した場合には速やかに対応し、運営に支障を来さないように努めること。
- (カ) AOI 機構と協議のうえ、来場者に飲料を配布すること。
- (キ) 会場内の室温や換気に配慮し、会場が快適な環境となるように努めること。

ウ 会員交流会後

- (ア) 撮影した動画を登壇企業ごとに切り分けて、AOI 機構に納品すること。
- (イ) 当日の参加者数（来場者のオンライン参加者）を集計して AOI 機構に報告すること。
- (ウ) アンケート結果は、終了後 3 日以内にとりまとめて AOI 機構に報告すること。
- (エ) 会員交流会開催後、AOI フォーラムホームページに掲載するイベントレポートを作成して AOI 機構に提出すること。

5 成果品

本業務の成果品として、以下に掲げるものを納品すること。

- (1) 業務実績報告書（次の項目を含むこと）
 - ア 委託業務の実施内容
 - イ その他委託業務実施の説明に必要と考えられる資料
- (2) 登壇企業ごとに切り分けた動画（USB メモリで納品すること）
- (3) AOI フォーラムホームページに掲載するイベントレポート（Word ファイル）
- (4) 納品日
令和 7 年 6 月 30 日以前
- (5) 納品先
一般財団法人アグリオープンイノベーション機構（410-0321 静岡県沼津市西野 317）

6 協議・打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとることとし、協議・打合せ等適宜行うものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、受託者は AOI 機構の指定する監督員との打合せを密に行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、委託業務を、AOI 機構の指示のもとに作業を進め、必要に応じて関係書類を提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 要領に明記されない事項及び内容に疑義が生じた場合、又は要領に定めのない事項については AOI 機構の監督員と十分に協議のうえ決定するものとする。